



Habataki Disclosure 2026

はばたき信用組合 ディスクロージャー誌



はばたき信用組合

【当組合の考え方】

「地元の皆様に満足していただける」信用組合を目指して、健全性を保ちながら透明性の高い経営に努め、よりきめ細かな金融サービスをもって、皆様のご期待に応えて参りたいと考えております。

【経営理念】

1. 地域経済と地域住民の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献します。
2. お客様優先の姿勢で、ふれあいを大切に誠実に努めます。
3. 地域社会から信頼される信用組合として健全経営に努めます。

【令和8年度経営基本方針】

1. 地域性・店舗特性を生かした営業戦略
重点拠点（新潟市・五泉市・三条市）を中心とした、地域特性と当組合の強みを生かす営業推進
2. 職員のレベルアップ
若手職員を中心に研修を通じた融資渉外力の強化
3. 経営基盤の強化のための合理化・効率化
DXを活用した生産性の向上・営業の高度化
4. 経営管理体制の強化
経営強化戦略会議の設置

【はばたき信用組合の概要】（令和8年3月末現在）

設 立 昭和28年9月

出 資 金 5,114百万円

組合員数 46,900人

店 舗 数 16店舗

営業区域 ①新潟市	見附市
阿賀野市	燕市
五泉市	加茂市
北蒲原郡聖籠町	南蒲原郡田上町
新発田市のうち旧豊浦町	長岡市のうち旧栃尾市及び
東蒲原郡阿賀町	旧南蒲原郡中之島町
三条市	
②新潟県一円（但し、①の区域を除く）、	
山形県酒田市のうち旧酒田市	
鶴岡市のうち旧鶴岡市及び旧西田川郡温海町	
東田川郡庄内町のうち旧東田川郡余目町	

ホームページ

<https://www.habataki-shinkumi.jp/>



Contents

概要	1	地域貢献・社会貢献	10
ごあいさつ・事業の概況	2	経営管理体制	21
主要な経営指標の推移	3	資料編	33
財務諸表	4	索引	48

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

本年もディスクロージャー誌を作成いたしました。当組合の経営方針、業績、事業内容、活動状況などを紹介しておりますので、当組合へのご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

令和7年度の日本経済は、緩やかな回復の途上にあったものの、外需の不確実性と内需の力強さの不足が併存した一年でありました。大企業では設備投資と賃上げの流れが継続した一方で、円安・物価高の継続と30年ぶりの金利上昇は、輸出より輸入比率が高く借入金の依存度も高い中小・小規模事業者の利益を直撃いたしました。

株式市場に目を向けますと、日経平均株価は10月に発足した高市政権への期待感や米国IT関連株の好調も相まって史上初となる5万円台に到達したものの、年度当初から乱高下を繰り返しており、一年を通じてのボラティリティの高さは、経営判断の難しさを象徴するものでした。

これに加え、令和8年2月の米国・イスラエルによるイラン攻撃を契機とした中東情勢の緊迫化により、原油の安定供給をめぐる問題が急浮上いたしました。

原油価格の上昇はガソリン価格にとどまらず、電気・ガス料金、輸送・原材料コストへと波及し、川上の素材業種から加工業種、小売り、各種サービス業へと広がって行くことが懸念されます。

また、県内経済は持ち直し基調を維持しているものの、当年度の企業倒産件数は138件と13年ぶりに130件を超え、価格転嫁の遅れや後継者不足などが中小・小規模事業者の経営を圧迫するなど、明るい兆しがありながらも構造的課題による厳しい経営環境となっております。

金融環境の面では、「金利ある世界」への転換が明確となる中、預貸金の金利体系も変化の局面を迎えています。かかる状況において当組合は、資金繰りのご支援に留まらず、皆様が今まさに直面している課題に向き合い、信用組合の基本である相互扶助の精神と経営理念及び経営方針を堅持しつつ、地域と共に生きる協同組織金融機関として、地域の事業者や個人の皆様一人ひとりに真摯に寄り添いながら積極的に金融支援を展開し、より一層の金融サービス向上に取り組んでまいりました。

令和7年度の業績につきまして、業容面では預金積金期末残高は154,365百万円、貸出金期末残高は85,064百万円となり、預貸率は55.10%で推移しております。収益面においては、本業の収益を表すコア業務純益は300百万円を計上し、本業収益を確保できる財務基盤の構築に努めてまいりました。そして当期純利益においては364百万円を計上するにいたりました。一方、不良債権比率については6.98%で推移し、自己資本比率は14.41%を確保することができました。これも偏に組合員皆様のご支援の賜物と改めて感謝申し上げます。

令和8年度も私ども「はばたき信組」は「つながる心 はばたく未来」をスローガンに、地元金融機関として、皆様の経営を下支えしていくと共に、皆様のお役にたてるよう役職員一同全力を挙げ努めていく所存でございます。何卒、従来に増してご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

理事長 大 崎 新 一

経 理 ・ 経 営 内 容

主な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,473,704	1,512,172	1,588,473	2,294,808	2,378,222
経 常 利 益	192,653	279,700	58,309	271,795	371,854
当 期 純 利 益	178,152	271,624	△ 40,844	276,746	364,495
預 金 積 金 残 高	110,059,196	107,535,643	159,984,385	154,488,214	154,365,879
貸 出 金 残 高	62,778,938	65,934,553	84,062,589	82,648,445	85,064,073
有 価 証 券 残 高	5,796,077	6,647,444	15,051,866	12,787,379	13,526,193
総 資 産 額	120,833,893	121,171,191	171,277,891	168,707,755	163,947,345
純 資 産 額	5,089,007	5,226,869	8,779,471	8,803,332	9,113,776
自己資本比率(単体)	11.59 %	11.45 %	12.94 %	13.67 %	14.41 %
出 資 総 額	2,855,332	2,835,547	5,161,279	5,143,009	5,114,301
出 資 総 口 数	2,730,665 口	2,691,095 口	4,342,558 口	4,306,019 口	4,248,602 口
出資に対する配当金	32,901	32,669	41,016	44,083	83,196
職 員 数	111 人	101 人	147 人	138 人	131 人

(注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。

2. 令和4年度までの計数は、存続組合である旧はばたき信用組合の計数を記載しております。

各表についても同様であります。

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、令和7年度(第73期)の「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である高志監査法人より監査を受け、令和8年5月27日付にて適法・適正である旨の監査報告書の提出を受けております。

代表理事の確認

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第73期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和8年6月3日

はばたき信用組合

理 事 長

大 崎 新 一

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	1,989,883	1,927,726	預 金 積 金	154,488,214	154,365,879
預 け 金	69,367,218	61,561,973	当 座 預 金	2,010,114	1,415,953
有 価 証 券	12,787,379	13,526,193	普 通 預 金	67,701,509	66,080,482
国 債	—	93,100	貯 蓄 預 金	11,627	11,611
地 方 債	1,188,870	794,302	通 知 預 金	194,800	69,249
社 債	8,343,816	9,563,090	定 期 預 金	79,523,575	82,224,459
株 式	314,462	275,833	定 期 積 金	4,671,235	4,141,703
そ の 他 の 証 券	2,940,229	2,799,867	そ の 他 の 預 金	375,351	422,419
貸 出 金	82,648,445	85,064,073	借 用 金	5,000,000	—
割 引 手 形	317,564	428,446	当 座 借 越	5,000,000	—
手 形 貸 付	2,786,540	3,062,989	そ の 他 負 債	265,102	321,700
証 書 貸 付	74,676,398	77,664,028	未 決 済 為 替 借	42,052	25,652
当 座 貸 越	4,867,942	3,908,608	未 払 費 用	89,017	165,955
そ の 他 資 産	1,214,044	1,237,730	給 付 補 填 備 金	763	1,735
未 決 済 為 替 貸	10,425	10,620	未 払 法 人 税 等	7,080	7,080
全 信 組 連 出 資 金	623,100	623,100	前 受 収 益	25,546	26,160
前 払 費 用	—	—	払 戻 未 済 金	17,297	21,306
未 収 収 益	283,910	352,452	リ ー ス 債 務	12,105	8,686
そ の 他 の 資 産	296,607	251,557	資 産 除 去 債 務	40,854	34,168
有 形 固 定 資 産	2,404,022	2,113,774	そ の 他 の 負 債	30,384	30,955
建 物	1,760,038	1,494,012	賞 与 引 当 金	22,045	22,177
土 地	466,759	466,420	退 職 給 付 引 当 金	97,894	88,007
リ ー ス 資 産	12,105	8,686	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12,550	15,690
建 設 仮 勘 定	—	—	偶 発 損 失 引 当 金	9,344	11,060
その他の有形固定資産	165,120	144,654	債 務 保 証	9,272	9,055
無 形 固 定 資 産	14,768	13,080	負 債 の 部 合 計	159,904,422	154,833,569
ソ フ ト ウ ェ ア	8,785	7,096	(純 資 産 の 部)		
その他の無形固定資産	5,983	5,983	出 資 金	5,143,009	5,114,301
前 払 年 金 費 用	6,017	23,930	普 通 出 資 金	2,153,009	2,124,301
繰 延 税 金 資 産	36,042	41,681	優 先 出 資 金	2,990,000	2,990,000
債 務 保 証 見 返	9,272	9,055	資 本 剰 余 金	2,536,745	2,536,745
貸 倒 引 当 金	△ 1,769,339	△ 1,571,874	資 本 準 備 金	2,536,745	2,536,745
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,498,189)	(△ 1,347,047)	利 益 剰 余 金	1,443,435	1,763,848
			利 益 準 備 金	200,000	238,000
			そ の 他 利 益 剰 余 金	1,243,435	1,525,848
			特 別 積 立 金	870,000	970,000
			(優先出資消却積立金)	(750,000)	(800,000)
			(店舗取壊費用積立金)	(120,000)	(120,000)
			(店舗建替積立金)	—	(50,000)
			当 期 未 処 分 剰 余 金	373,435	555,848
			組 合 員 勘 定 合 計	9,123,190	9,414,894
			その他有価証券評価差額金	△ 319,857	△ 301,118
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 319,857	△ 301,118
			純 資 産 の 部 合 計	8,803,332	9,113,776
合 計	168,707,755	163,947,345	合 計	168,707,755	163,947,345

財務諸表 貸借対照表

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～47年	その他	2年～20年
-----	--------	-----	--------

4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権(以下「破綻懸念先」という)については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

また、正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率に基づき計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は743,288千円であります。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもつて退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金【全国信用組合企業年金基金】)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	243,135,115千円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181,282千円
差引額	35,953,833千円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

0.894%

- (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850,638千円及び財政上の剰余金44,804,471千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金11,343千円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。

このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,571,874千円
-------	-------------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当組合は、事務規程(融資編)及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し、運営しております。これらの与信管理は各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。更に与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクなどについては、総務部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総務部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督のもと、余裕資金運用基準に従い行われております。
総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は5,539百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	61,561,973	59,818,949	△ 1,743,024
(2) 有価証券 その他有価証券	13,387,304	13,387,304	—
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	85,064,073 △ 1,571,874		
	83,492,199	83,277,310	△ 214,889
金融資産計	158,441,476	156,483,563	△ 1,957,913
(1) 預金積金(*1)	154,365,879	153,860,023	△ 505,856
金融負債計	154,365,879	153,860,023	△ 505,856

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については16～20に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 *1	138,889
全信組連出資金等 *1	628,588
合 計	767,477

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	16,161,973	45,000,000	50,000	350,000
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	1,100,000	9,610,000	786,000	1,117,962
貸出金(*2)	7,437,759	20,082,502	15,715,966	40,437,911
合 計	24,699,732	74,692,502	16,551,966	41,905,873

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4)その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	140,380,306	13,983,582	1,990	—
合 計	140,380,306	13,983,582	1,990	—

(※) 預金積金のうち、満期日経過分及び要求払預金は「1年以内」に含めております。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下20.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
地 方 債	10,358	9,996	361
株 式	136,944	62,408	74,535
投 資 信 託	558,345	509,258	49,086
小 計	705,647	581,663	123,984

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
国 債	93,100	99,121	△ 6,021
地 方 債	783,944	903,985	△ 120,040
社 債	9,563,090	9,779,166	△ 216,075
投 資 信 託	482,233	528,952	△ 46,718
外 国 証 券	1,759,287	1,795,533	△ 36,245
小 計	12,681,656	13,106,758	△ 425,102
合 計	13,387,304	13,688,422	△ 301,118

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損	(単位:千円)
	304,980	20,647	31,019	

19. 保有目的を変更した有価証券はありません。

20. 減損処理を行った有価証券

有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当事業年度において減損対象銘柄はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

(1) 債券

① 決算時における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

② 決算時における時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、2期連続して時価が取得原価と比較し30%以上50%未満下落した場合
(但し、格付機関の格付が「BBB(トリプル B)」相当以上の場合であって、40%未満の場合は除く。)

(2) 株式

① 決算時における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

② 決算時における時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、決算期日前6ヶ月の平均株価が取得原価よりも30%以上下落している場合

(3) 上記以外の有価証券

上記(2)株式に準ずる

21. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,380,494千円
危険債権額	4,290,801千円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	279,750千円
合計額	5,951,046千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は428,446千円であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は7,805,109千円であります。このうち原契約期間が1年以内のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 2,887,427千円

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は、12,094千円であります。

金銭債務はありません。

財務諸表
貸借対照表

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	374,698
減価償却	27,060
減損損失	361,706
資産除去債務費用	17,207
退職給付引当金	24,967
その他有価証券評価差額金	85,427
税務上の繰越欠損金（注1）	160,353
その他（資産）	87,511
繰延税金資産小計	1,138,934
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△ 160,353
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 928,279
評価性引当額小計	△ 1,088,633
繰延税金資産合計	50,300
繰延税金負債	
前払年金費用	6,789
その他（負債）	1,830
繰延税金負債合計	8,619
繰延税金資産の純額	41,681

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	—	—	—	—	160,353	160,353
評価性引当額	—	—	—	—	△ 160,353	△ 160,353
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

27. 当座借越の担保、為替決済取引及び日本銀行歳入復代理店取引並びに全国信用組合保障基金の積立金として、担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 14,914,500千円

このほか、水道料金取扱いのために現金140千円を担保として差し入れております。

28. 出資1口当たりの純資産額は723円06銭です

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	2,294,808	2,378,222
資 金 運 用 収 益	1,924,494	2,130,430
貸 出 金 利 息	1,495,772	1,619,785
預 け 金 利 息	244,330	326,806
有価証券利息配当金	142,601	151,275
その他の受入利息	41,790	32,563
役 務 取 引 等 収 益	118,185	100,328
受入為替手数料	33,809	32,061
その他の役務収益	84,376	68,267
そ の 他 業 務 収 益	11,426	10,717
国債等債券償還益	911	691
その他の業務収益	10,515	10,025
そ の 他 経 常 収 益	240,702	136,745
貸倒引当金戻入益	106,698	78,205
償却債権取立益	41,188	27,561
株 式 等 売 却 益	-	20,647
その他の経常収益	92,815	10,330
経 常 費 用	2,023,012	2,006,367
資 金 調 達 費 用	97,098	231,647
預 金 利 息	96,506	227,685
給付補填備金繰入額	399	2,209
借 用 金 利 息	193	1,752
役 務 取 引 等 費 用	202,774	201,353
支払為替手数料	15,295	15,000
その他の役務費用	187,479	186,352
そ の 他 業 務 費 用	130,037	35,446
国債等債券売却損	120,377	31,019
国債等債券償還損	8,183	1,744
その他の業務費用	1,476	2,683
経 費	1,552,638	1,508,173
人 件 費	831,449	816,747
物 件 費	654,523	626,554
税 金	66,665	64,871
そ の 他 経 常 費 用	40,463	29,747
貸 出 金 償 却	6,301	5,869
株 式 等 売 却 損	2,464	-
株 式 等 償 却	-	999
そ の 他 資 産 償 却	568	-
その他の経常費用	31,128	22,877
経 常 利 益	271,795	371,854

科 目	令和6年度	令和7年度
特 別 利 益	2,011	2,688
固 定 資 産 処 分 益	2,011	2,688
特 別 損 失	3,246	8,606
固 定 資 産 処 分 損	3,091	8,267
減 損 損 失	155	339
税 引 前 当 期 純 利 益	270,560	365,937
法人税・住民税及び事業税	7,080	7,080
法 人 税 等 調 整 額	△ 13,265	△ 5,638
法 人 税 等 合 計	△ 6,185	1,441
当 期 純 利 益	276,746	364,495
繰越金（当期末首残高）	81,688	191,352
店舗取壊費用積立金取崩額	15,000	-
当 期 未 処 分 剰 余 金	373,435	555,848

(注)

- 記載事項は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 70円49銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	373,435	555,848
これを次のとおり処分します。		
剰 余 金 処 分 額	182,083	339,196
利 益 準 備 金	38,000	56,000
普 通 出 資 に 対 する 配 当 金	21,703 (年1.00%の割合)	21,456 (年1.00%の割合)
優 先 出 資 に 対 する 配 当 金	5,880 (年0.60%の割合)	17,640 (年1.80%の割合)
優 先 出 資 に 対 する 配 当 金	13,200 (年0.66%の割合)	34,200 (年1.71%の割合)
優 先 出 資 に 対 する 配 当 金	3,300 (年0.11%の割合)	9,900 (年0.33%の割合)
優先出資消却積立金	50,000	100,000
店 舗 建 替 積 立 金	50,000	-
店 舗 建 替 修 繕 費 用 積 立 金		100,000
繰越金（当期末残高）	191,352	216,652

○新潟市（江南区）との移住・定住促進、空き家対策に向けた連携協定を締結

当組合は、新潟市と首都圏などからの移住・定住などの促進に向けた連携協定を締結しております。

新潟市としては、金融機関と移住・定住促進、空き家対策に向けた連携協定を締結するのは初めての試みであり、全国的に見ても先駆的な取り組みです。

この協定により、今後、首都圏などから江南区に移住する人に対しての支援策に、両者が互いに連携・協力しながら取り組んでいます。当組合としては、住宅ローンや空き家等活用ローンなどによる金融面からの支援に取り組んでいます。

○五泉市及び阿賀野市との包括連携協定の締結

当組合は、五泉市と阿賀野市の両市と、『地方創生における包括連携協定』を締結しております。

子育て支援や健康増進、人口減少対策等を効果的に実施し、地方創生の取り組みを加速させることによって地域社会の発展及び経済の活性化を図り、安全・安心な地域づくりを進めるとともに、相互の発展に資することを目的とした活動を行います。協定の内容については、地域経済活性化に関すること、市民の生活改善に関すること、空き家対策、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、少子化対策、市民の健康関連、防災や耐震など危機に関すること等となっており、具体的な取り組みとしましては、両市との連携金融商品（定期預金・定期積金・住宅ローン・学資ローン）を開発し、金融面で地域の皆様へ支援させていただいております。

**五泉市に
お住まいの皆さまへ**

○国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方で特定健診を受診された方。
○後期高齢者医療被保険者の方で、後期高齢者の健康診査を受診された方。
○五泉市が実施するがん検診を受診された方。

**スーパー定期預金 1年もの
店頭表示金利に
プラス
+年0.15%上乗せ(※※※)
+年0.10%上乗せ(※※※※)**



年1回「健康診断」を受けましょう！

健康応援定期

商 品 概 要
【お預けいただける方】 ○五泉市国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方で特定健診を受診された方。 ○後期高齢者医療被保険者(五泉市)の方で後期高齢者の健康診査を受診された方。 ○五泉市のがん検診対象者の方で、がん検診のどれかを受診された方。 ※お預け入れは、ご本人さま名義に限ります。 受診された方は当組合にお申し出ください。 ●預金の種類 スーパー定期預金(証書、組合口座、通帳式) ●お預入期間 1年(自動継続) ●お預入金額 1人様 300万円以内 ※当組合の他の優遇金利制度との併用はできません。 ※通帳預けの場合は当組合所定の中継貯利率を適用いたします。 ※お利息には、復興特別所得税(平成40年12月31日までの期間) 20.31%(国庫15.31%、地方税5%)の課税が適用となります。
【適用金利】 特別優遇金利 組合員の方は、店頭表示金利 +0.15% 非組合員の方は、店頭表示金利 +0.10% ①特別優遇金利の適用は初回満期日までとなります。 ②但し、初回満期日以降においても、下記優遇金利のご提示により特別優遇金利でお預けいただけます。 ③満期1年以内は、健康診査・がん検診等を受診されていることが条件となります。 【本人確認資料】 ○国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 【検診受診の確認方法】(いずれかでも可) ○特定健康診査結果通知書、特定健康診査個人記録票の提示 ○検診の個人負担部分の領収書 ○資料で受診され領収書がない場合でも、当組合にご相談ください。

つながる心 はばたく未来

はばたき信用組合

五泉支店 TEL 43-2211
村松支店 TEL 89-2121

はばたき信用組合は 子育て家庭を応援します !!

阿賀野市子育て応援定期積金

**阿賀野市に
お住まいの皆さまへ**

【阿賀野市子育て応援カードは】地域での子育てを応援するため、18歳未満の子もが利用できる保護者に対し、1世帯に2枚を上乗せして交付するカードです。
協賛企業として登録していただいたお店でカードを提示したときは、各種サービスの提供を受けられるという制度で、はばたき信用組合も協賛店になっております。

はばたき信用組合の子育て応援
**『定期積金の金利上乗せ』
店頭表示金利に
プラス
+年0.1%上乗せ**



阿賀野市 見本
子育て応援カード

みんなの
元気な
エール!

有効期限 平成30年3月31日

商 品 概 要

【適用金利】 ○特別優遇金利 店頭表示金利に+0.1%金利上乗せ 【お預けいただける方】 ○阿賀野市在住の18歳未満の子供を養育している保護者様で、『阿賀野市子育て応援カード』をお持ちの方。 【お預入名義】 ○子供様名義及びご両親名義 【お預入限度額】 ○対象者1名につき毎月の預け金10万円を限度とします 【お預入期間】 ○当組合が扱う定期積金の全期間
--

つながる心 はばたく未来

はばたき信用組合

阿賀野支店 TEL 62-2880
安田支店 TEL 68-2228

○三条市及び見附市との包括連携協定の締結

当組合は、三条市及び見附市の両市と多様な分野で相互に協力し、双方の資源を有効に活用した取り組みを推進することにより地域社会の持続的な発展等、地域の活性化に資することを目的として包括連携に関する協定を締結しております。内容については、地域経済活性化に関すること、市民の安全・安心に関することなどとなっており、具体的な取り組みとしましては、高齢者や子供等の見守り活動を行うサポート隊の結成や、子育て支援に関する金融商品を開発し、地域の皆様への支援に取り組んでいます。

○第一勧業信用組合との連携協定の締結

当組合は、東京の第一勧業信用組合と相互扶助の精神に基づき、相互に連携、協力して地域社会の発展や組合員の幸せに一段と貢献するために、連携協力に関する協定を締結しています。この提携により、両組合の組合員が行う事業の相互利用促進や販路拡大の支援、利便性向上を図ってまいります。具体的には、首都圏に店舗網を持つ第一勧業信用組合が開催する地方物産展などにお客様にご出店していただき、地場産業や地域名産品などを幅広く紹介していただいています。また、お客様相互のビジネスマッチング、お取引先、職員の交流の場の設定なども行っています。

○はばたき信組杯ジュニアサッカー大会の後援

当組合は、三条サッカースポーツ少年団、三条サッカースポーツ少年団父母会が主催する「はばたき信組杯ジュニアサッカー大会」（小学4年生以下）を後援しております。

☆第29回大会となった昨年度は令和7年10月4日から10月5日まで、「三条市総合運動公園多目的広場」で開催し、大会には三条市、燕市、加茂市、見附市、新潟市、長岡市、南魚沼市、富山県黒部市の16チーム、217人が参加。



○窓口やキャッシュコーナーでの犯罪防止の取り組み

新潟県警などと連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めています。ご預金のお引き出しの際などに、職員がお声かけすることがありますが、警察と金融機関が協力して特殊詐欺被害の未然防止のために行っているものですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、ATMでのお引き出しの限度額を設定しているほか、70歳以上かつ1年以上カード振込利用の無い方のATMでの振込限度額を10万円とするなどの取り組みも行っております。

○地域清掃活動

毎朝、店舗周辺の道路、バス停等の清掃活動を実施しています。

町内クリーン作戦にも参加しています。



○しんくみの日週間活動

毎年「しんくみの日（9月3日）」週間に合わせて社会貢献活動の一環として本店駐車場において献血を行っております。

当組合役職員に加え、お客様からも献血にご協力いただいております。



R7.9.5 しんくみの日週間活動(献血)

○地域の催し、お祭りなどに積極的に参加し地域の活性化に努めております。



R7.8.25 亀田まつり(甚句流し)



R7.7.25 三条夏まつり(民謡流し)



R8.6.6-7 三条風合戦

○HARD OFF ECO スタジアム新潟へ広告看板を設置

野球などの地域スポーツや文化活動振興への取り組みからHARD OFF ECOスタジアム新潟内の3塁側内野2層目スタンドに広告看板を設置しました。



○新潟県警察などと連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めております。



R7.10 振り込め詐欺の未然防止により、江南警察署より感謝状の贈呈を受けました。

はばたきの取り組み（地域貢献情報）

地域貢献に関する当組合の経営姿勢

当組合は、新潟市江南区に本店を置き、新潟市、阿賀野市、五泉市、聖籠町、阿賀町、新発田市（旧豊浦町に限る）、三条市、見附市、長岡市（栃尾、中之島地区に限る）、加茂市、田上町を営業地域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな営業活動を行い、信用組合としての特性発揮と機能の強化を基本方針として展開していく一方で、地域の皆様と共に発展していくために、当組合自身の健全経営の確保や経営効率の改善にも取り組んでおります。

このように、当組合では地域密着と健全経営の確保に向けた活動を通じて、地域の皆様からの信頼と期待にお応えできる金融機関を目指し、今後とも役職員一丸となって経営努力を重ねてまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当組合は公共的使命を全うするために、地域経済の繁栄を願い、豊かな地域社会づくりに貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報公開を行うとともに、組合員の皆様と対話により金融の円滑化に取り組んでおります。その取り組みに際しては、当組合の「経営理念」「経営方針」に沿った、「経営支援マニュアル」（経営改善計画書の策定支援等）を定め役職員が対応しております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お取引先企業の経営支援につきましては、融資部と営業店が連携して取り組んでおり、「経営革新等支援機関」（認定支援機関）として、お取引先企業と話し合い、経営改善計画策定の取り組みや計画の進捗状況のモニタリングを行っております。また、「中小企業活性化協議会」等外部機関や「税理士」等外部専門家との連携を図りながら経営改善や事業再生に取り組んでおります。

更に、お取引先企業の経営支援に対する要望にお応えすべく、役職員が内部・外部研修・セミナー等に参加し、コンサルティング機能の発揮をすべく、目利き能力の向上に努めております。

3. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

i 創業・新規事業開拓の支援（令和7年度実績 19件 104百万円）

取組事例

地域経済において成長が見込まれる分野の事業に取り組む企業に対して外部専門家や外部機関と連携を図りながら、新潟県や新潟市の制度資金を活用し支援に取り組みしました。

ii 成長段階における支援

iii 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

取組事例

「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」における「中小企業支援ネットワーク」加盟、また、経営革新等支援機関の認定を取得し、「税理士」等の外部専門家や「中小企業活性化協議会」「よろず支援拠点」等の外部機関と連携して、お取引企業の経営改善や事業再生に取り組んでおります。

期初債務者数 A					経営改善 支援取組率 a / A	ランク アップ率 β / a	再生計画 策定率 δ / a
うち経営改善支援取り組み先 a							
	a のうち期末に債務者区分 がランクアップした先数 β	a のうち期末に債務者区分 が変化しなかった先数 γ	a のうち再生計画を 策定した先数 δ				
497 先	136 先	3 先	118 先	52 先	27.36%	2.20%	38.23%

（注）①. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

②. 期初債務者数は令和7年4月当初の債務者数です。

③. 債務者数、経営改善支援取組先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

④. 「a（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。
なお、経営支援取組先で途中で完済した債務者はaには含みますが β には含んでおりません。

⑤. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

⑥. 「aのうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、aのうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当信組独自の再生計画策定先の合計先数です。

⑦. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

4. 地域の活性化に関する取り組み状況

より細やかで行き届いたお客様サービスを図るため、当組合は協同組織金融機関としての存在意義を発揮していくため、その原点に立ち返り特性を発揮していくことが社会的に求められています。当組合は、地域の活性化に向けて、政府の関係省庁が連携して推進する「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」に基づいて、以下のとおり取り組んでおります。

はばたきの取り組み（地域貢献情報）

- i 円滑化法終了後も、他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等や円滑な資金提供に努めます。
- ii 経営改善計画の策定が困難なお取引先の計画策定支援（認定支援機関）に努めます。
- iii 再生計画策定支援の確実な実施のための、「中小企業活性化協議会」等外部機関との連携に努めます。
- iv 「中小企業支援ネットワーク」の参加機関と連携して、お取引先の経営改善・事業再生の支援。
- v 経営支援と併せた公的金融・信用保証協会による資金繰り支援。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

「中小企業金融円滑化法」（平成21年12月施行）は平成25年3月末で終了しましたが、コロナ禍の影響や原材料価格の高騰、人件費の上昇、物価の高止まり等の状況の影響を受ける事業者の資金繰り支援に積極的に取り組んでおり、また、事業資金や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの貸付条件の変更等に引き続ききめ細やかな対応を図っております。

金融機関としてコンサルティング機能を発揮する為、定期的かつ継続的な訪問等により、お客様との対話を通し経営実態を把握し、経営課題に対し親身になってお応えできるよう取り組んでまいります。

	令和6年度		令和7年度	
	受付件数	実行件数	受付件数	実行件数
中小企業者	469	456	551	541
住宅ローン	6	5	9	6
計	475	461	560	547

日本政策金融公庫との業務連携

当組合と、株式会社日本政策金融公庫（以下、日本公庫）は、平成27年2月24日付で「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。日本公庫は100%政府出資の政策金融機関です。創業支援、企業再生、ベンチャー企業支援、農商工連携、経営革新推進等、中小企業者及び農林水産業者の振興に資するため、資金供給及び情報提供等の各分野に係る連携を円滑に行い、相互に協力して、地域経済の活性化を図ることを目的としております。従来から、当組合と日本公庫は中小企業支援を中心とした情報交換や協調融資に取り組んできましたが、標記覚書締結によりこれまで以上に幅広い分野において、中小企業者及び農林水産業者への経営支援強化を目指してまいります。当組合が有するきめ細かい相談機能と、日本公庫が有する豊富な支援ノウハウのシナジー効果により、地域の中小企業者及び農林水産業者の皆様に、協調融資の実施や様々な情報提供など、より一層ご満足いただける金融サービス展開を図ってまいります。

事業先の事業承継の支援

中小事業者支援のための事業承継の取り組みとして、職員のスキル向上を図るべく事業承継講座等の研修を積極的に取り入れ、また、新潟県事業承継・引継ぎ支援センターおよび株式会社バトンズ等の外部機関と業務提携し、連携強化を図りながら中小企業・小規模事業者の事業承継支援に取り組んでおります。

○若手経営者の会「ねくすとF.C.」「しんくみ21クラブ」の活動

地域の活性化のため、また、地域経済の将来を見据え地元企業の若手経営者の育成を図るため発足した若手経営者の会「ねくすとF.C.」（令和8年3月末現在会員数87名）、「しんくみ21クラブ」（令和8年3月末現在会員数166名）は、研修会や勉強会の開催とともに、異業種交流会を実施しビジネスマッチング等に努めております。本年度、新潟地区の「はばたき21クラブ」が8月に発足します。今後は各地区の交流も活発にして親睦を深めてまいります。



人材採用・定着セミナー



Web・生成AI活用セミナー

○職員のスキルアップ・人材育成

当組合は、中小事業者の技術力、販売力、将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材育成に積極的に取り組んでいるほか、定期的に外部講師を招聘し、勉強会を開催し、職員のスキルアップを図っております。



はばたきの取り組み（地域貢献情報）

融資を通じた地域貢献

融資先数・金額

中小零細事業者および個人の皆様の幅広い資金ニーズにお応えするため、事業性のご融資や住宅ローンなどの個人向けの各種ローンのほか、セーフティネット保証制度、県、市や信用保証協会等の中小企業向け制度融資についても積極的に対応してまいりました。

事業性融資	1,967先	
設備資金		31,234百万円
運転資金		19,590百万円
個人向け融資	5,167先	
住宅ローン	1,539件	14,090百万円
消費者ローン	3,767件	4,939百万円
当座貸越、その他		1,370百万円
地方公共団体 他	13先	13,838百万円

地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市、三条市、見附市の中小企業向け制度融資の取扱金融機関として、積極的に中小零細企業等の資金ニーズにお応えしております。

令和8年3月期の取扱残高	1,403件	7,650百万円
--------------	--------	----------

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

◇「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様から相談を受けた際には、真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

◇「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- (5) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. (1)～(5)について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

☆経営者保証相談窓口 はばたき信用組合 お客様相談室

受付日：月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日および組合の休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時 電話：0120-400-103

以上

◇「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	313	305
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	39.77%	44.01%
保証契約を解除した件数	14	26
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	4	3

はばたきの取り組み（地域貢献情報）

地域へのサービスの充実

顧客の組織化とその活動状況

- ◆ お客様の親睦を図るため「友の会」を結成しており、会員数は約1,200名となっております。活動としては親睦旅行、合同友の会講演会、ゴルフ大会、情報交換会など、楽しみながらお役に立つ催しを通じて交流を深めていただいております。
- ◆ 当組合で年金のお受け取りをされている方の親睦を図るため、年金友の会「遊悠倶楽部」を設立しております。会員数は現在約10,500名であり、会員の皆様には「お誕生日プレゼント」や優遇金利による「ゆうゆう年金定期」などのサービスを提供しております。

情報提供活動

各種パンフレットの配布

預金保険制度・住宅税制のパンフレット等により、お客様に有効な情報を提供しております。

顧客利便性の提供

カードサービス

当組合の本支店16店舗および4出張所のATMコーナーのほか、全国各地の信用組合・銀行・信用金庫・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行のATMでもご入金・お引出し・残高照会がご利用いただけます。

ATMコーナーの365日稼働とATM利用手数料の無料化

当組合の本支店および出張所のATMコーナーは、すべて365日毎日稼働しております。祝日及び年末年始・GWの休日にもご利用いただけます。

当組合のカードによる当組合ATMでのお引出し、お預入れは、土日、休日を含め、いつでも無料です。

*なお、カードサービス及びATMの営業時間、ご利用手数料等につきましては、45ページの「ATM利用手数料・取扱時間」または当組合のホームページをご覧ください。

コンビニATMサービス

セブン銀行との提携により、全国のセブン-イレブン、イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでは、ご入金・お引出し・残高照会がご利用いただけます。なお、ご入金・お引出しのご利用手数料は、全時間帯一律110円となっております。

「駅のATM」サービス

JR東日本の主要駅構内などに設置されている「駅のATM・VIEW ALTTE（ビュアルツテ）」にて、お引出し・残高照会がご利用いただけます。

ATM振込みサービス

全店のATMでお振込ができます。他行カードを含むキャッシュカードでのお取引となります。

振込取引がさらに便利になりました。

平日夜間や休日での振込ニーズに応えるため、全国の金融機関で即日入金ができるようになりました。

これにより、当組合口座への振込は、24時間365日当日入金となります。

また、当組合口座から他金融機関口座への振込は、ATM営業時間内において即日振込が可能となります。

*振込先の金融機関によっては、当日振込ができない場合があります。その場合は翌営業日予約扱いとなりますので、当日振込の可否については、ATMの取引画面でご確認ください。

しんくみATMでの相互記帳サービス

通帳記帳サービスに提携する信用組合同士の普通預金通帳等をATMで相互記帳できるサービスです。

当組合の通帳を提携信用組合のATMで、また、提携信用組合の通帳を当組合のATMで記帳いただけます。（通帳の繰越はできません。）

*提携信用組合及び記帳可能なATMについては、当組合のATMコーナーまたはホームページの一覧表をご覧ください。

でんさいサービスの取扱い

手形・振込に代わる資金決済サービスとして、ご利用申込みをいただいております。

このサービスには、電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」（でんさいネット）に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引も可能です。

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスの取扱い

口座振替の申込手続きがクレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するPay-easy（ペイジー）口座振替サービスを取扱っております。

Pay-easy（ペイジー）マークと当組合の表示のある収納機関窓口で、当組合のキャッシュカードをご提示のうえ、お申込みください。

土日、祝日でもお申込み手続きができ、手数料は無料です。

休眠預金の取扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行されています。これにともない10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題の解決のために活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きを開始しました。

ホームページにも「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載していますので、お心当たりのある方は、過去の取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休 眠 預 金 と は	平成21年1月1日以降のお取引から10年以上その後のお取引のない預金等が休眠預金となります。 *障がいのある方のマル優が適用となる預金などは対象外となります。
対 象 預 金 と 預 金 保 険 機 構 へ の 納 付	最終異動日等から9年を経過した預金等があるときには、最終異動日等から10年6ヵ月を経過する日までに公告を行い、公告を行った日を基準として1年を経過する日までに休眠預金として預金保険機構へ納付します。
休 眠 預 金 の お 引 出 し	納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅しますが、お取引のあった金融機関を通じて当該預金等にかかる元本および利子に相当する額の支払い請求ができます。

【基本的な考え方】

金融の自由化・国際化の進展、金融界のコンピュータリゼーション、金融機関での同質化と新規参入、更には金融技術の発展により金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑・多様化しており、経営においてはリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当組合では、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図ると同時に、適正な業務の遂行を可能にする上で必須要件であるとの認識に立ち、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、「統合的リスク管理方針」を定め、各種リスクの管理態勢を明確化するとともに、管理するリスクごとに管理担当部署を定め、これら管理担当部署において担当する各リスクについての方針を策定した上で、業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し、かつ金融情勢の変化に対応できるようリスクを適切に管理する体制を構築してまいります。

1. 自己資本

自己資本比率は金融機関の安全性を図る指標の一つであり、国内基準は4%以上と定められております。

自己資本の管理は金融機関として地域のお客様が安心して取引できる健全な体質と業務の適切性を確保する上で重要なものであることを認識した上で、自己資本の維持・充実を図ってまいります。

2. 信用リスク

与信先の業況悪化等に伴い、資産の価値が減少ないし消滅して損失を被るリスクをいい、厳正な自己査定の実施に基づいてリスクを適正に把握し、特定の業種や特定先に対する与信集中の防止等に努めながら当組合の資産の健全性を維持向上することを目的としています。

3. 資産査定

資産査定とは、当組合が保有する資産（貸出金、有価証券等）を個別に検討して回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することをいい、資産の不良化によりどの程度危険性にさらされているかを判定するものです。

当組合では、貸出金等自己査定の債務者区分および分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理に努めるとともに、管理手法につき、経済環境の変化、取引先の動向、市場の発達動向等に応じ随時見直しを行い与信判断の正確性を期するとともに貸出金等の資産に関する自己査定の充実に取り組んでまいります。

4. 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクで、金利変動により損失を被る金利リスク、有価証券等の価格変動により資産価値が減少する価格変動リスク、為替相場の変動により為替差損が発生する為替リスクなどに区分される。

当組合では、「市場リスク管理規程」を制定するとともに、余裕資金運用基準に基づき資金の運用と管理について、金利・為替等のリスク管理を徹底し、安定的な収益を確保すべく常勤役員から構成される常勤会を定期的開催し、ALM運営の重要事項について審議・決定しております。

5. 流動性リスク

必要な資金が調達できない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと市場の混乱等により取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引により損失を被る市場流動性リスク。

当組合では、「流動性リスク管理規程」に基づき、資金繰り担当部署で運用・調達の状況を常時把握し、適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しております。また、緊急対応マニュアルを制定し不測の事態への対応も定め、具体的な対応手順や流動性確保を準備して流動性リスクには万全を期しております。

6. オペレーショナルリスク

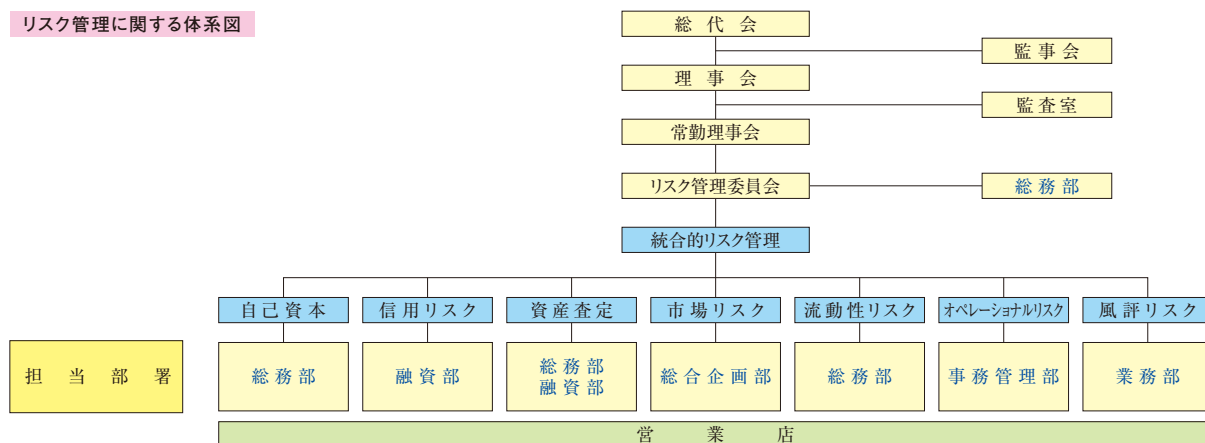
オペレーショナルリスクとは、当組合が業務を継続していく上で常に伴うリスクであり、当組合では以下のリスクを管理の対象としています。

- (1)事務リスク・・・役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起すことにより被るリスク。
- (2)システムリスク・・・コンピュータシステムの障害、破壊、不正利用等により被るリスク。
- (3)その他のリスク・・・①法務リスク：お客様に対する過失による義務違反等により生じる損害賠償等のリスク。
②人的リスク：人事運営上の不公平、差別的行為等により生じる損失等のリスク。
③有形資産リスク：災害その他により生じる店舗等の毀損・損害等により被るリスク。

7. 風評リスク

風評リスクとは、当組合の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐受力、規模、成長性、利便性及び個人情報の漏洩に伴う信用の失墜等により、お客様から見て当組合への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって損失を被るリスクをいいます。

リスク管理に関する体系図



○コンプライアンス基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保する。
2. 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
6. 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

○行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖ることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し関係遮断を徹底する。

○反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当組合は、反社会的勢力に対して資金提供・便宜供与及び裏取引は行いません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※定款、預金規定、融資契約書、出資金申込書等に「暴力団排除条項」を追加するとともに、預金口座開設時など各種取引のお申込みの際にお客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいております。取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

お客様相談室 TEL 0120-400-103 のご案内

当組合では、お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

※お客様相談室では振り込め詐欺による被害のご相談をお受けしております。

※令和7年度に「お客様相談室」に寄せられた相談・苦情等につきましては、以下の状況でした。

・口座入出金に関するもの 2件 ・融資に関するもの 10件 ・その他に関するもの 4件

苦情処理措置・紛争解決措置等について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入され、指定紛争解決機関との契約締結が義務付けられております。

当組合では、この制度を踏まえて苦情処理措置及び紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めております。

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

はばたき信用組合 お客様相談室（総務部）

電話番号：0120－400－103

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および組合の休業日を除く）

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様はお客様相談室または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様もご利用いただけます。

新潟県信用組合協会

住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代 1-1-28（信用組合会館2階）

電話番号：025－247－7433

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および協会の休業日を除く）

しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）

電話番号：03－3567－2456

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および協会の休業日を除く）

新潟県弁護士会示談あっせんセンター

住 所：〒951-8126 新潟市中央区学校町 1-1-1

電話番号：025－222－5533

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日および弁護士会の休業日を除く）

弁護士会等

東京弁護士会	紛争解決センター	（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会	仲裁センター	（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会	仲裁センター	（電話：03-3581-2249）
生命保険相談所（一般社団法人生命保険協会）		（電話：03-3286-2648）
そんぽADRセンター（一般社団法人日本損害保険協会）		（電話：03-4332-5241）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合のホームページをご覧ください。

<https://www.habataki-shinkumi.jp/>

経営管理体制

預金保険制度・個人情報等の保護について

○預金保険制度

万一、金融機関が破綻した際には、預金保険によって1金融機関ごとに1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

また、これとは別に、無利息などの一定条件を満たす「決済用預金」は全額が保護され、当組合では対応商品として「無利息型普通預金」を取り扱っております。

【預金保険制度による保護の範囲】

当座預金 無利息型普通預金 別段預金	普通預金（有利息） 定期預金・定期積金 納税準備預金 通知預金	外貨預金・譲渡性預金等 （当組合は取り扱っておりません）
利息のつかない等の3要件を満たす預金は全額保護（注1）	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護（注2）	保護対象外 （破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます）

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たす預金です。

（注2）「元本1,000万円までとその利息等を超える部分」については、破綻金融機関の財産状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。なお、定期積金の給付補填備金なども、利息と同様に保護されます。

【無利息型普通預金の商品概要】

ご利用いただける方	個人・法人及び地方公共団体等
お利息	無利息
お預け入れ金額	1円以上1円単位
払い戻し方法	随時
付帯サービス	口座振替・給与・年金のお受け取りなど決済サービス、総合口座のご利用など
その他	新規口座開設の他、従来からのご利用の普通預金を「無利息型普通預金」に変更することが出来ます。この場合、口座番号が変わらないため、口座振替の変更手続きは不要です。また、従来からのご利用のキャッシュカードはそのままご利用いただけます。

○個人情報等の保護について

【個人情報保護宣言】

当組合では、個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考えに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のホームページに掲載、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報等の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取扱いたします。

なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外には、取扱いいたしません。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。

その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示

する特定の者と共同利用しております。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。

ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は、当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参ります。個人情報等の取扱い等に関するご質問等については、以下の窓口にお申出ください。

【お問い合わせ先】

はばたき信用組合 「お客様相談室」 電話番号：0120-400-103（休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）

ファックス：025-382-7079

【個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的】

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- 保険販売業務、国債販売業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【個人番号の利用目的】

- (1) お客様（当組合の個人の顧客および組合員をいう。以下同じ）に係る事務
 - ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑤教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
 - ⑥預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑦預貯金口座付番に関する事務
 - ⑧公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
 - ⑨災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
 - ⑩本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務
- (2) お客様および役職員等以外の個人に係る事務
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

【機微情報に関わる利用目的】

機微情報〔要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定める記述等が含まれる個人情報）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報〕は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。

また、機微情報は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づき利用目的が制限されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

【個人信用情報に関わる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき、本人確認を行うほか取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）を行っています。

これらの確認は、新規のお客様に限らず、既取引先の方も対象ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■取引時確認（お客様への確認）が必要な主な取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

■確認させていただく事項

個人の場合	
確認事項	主な確認書類
氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、資格確認書、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。

法人の場合	
確認事項	主な確認書類
名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書 など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、資格確認書、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※上記確認書類のほか、法人のお客様のために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書など
取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
実質的支配者の確認	窓口等で法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方（実質的支配者）の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。

有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限りします。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。

また、当該取引が200万円を超える財産の移転をとまう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

○マイナンバーの取扱い

マイナンバー制度では、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しております。

届出が必要な取引と任意のお取引がありますが、いずれの場合でもご協力をお願いいたします。

マイナンバーは、重要な個人情報であることから、十分な安全管理措置を設けて取り扱いをしています。

□個人の方で必要となる主な取引

- マル優、マル特で取り扱う非課税預金
- 個人向け国債のお取引 など

当組合は、マネー・ローンダリング（以下マネロンといいます）、テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取り組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに新潟県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



総代会制度について

1. 総代会の役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

組合員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款に定めるところにより、「総代会」を設置しております。

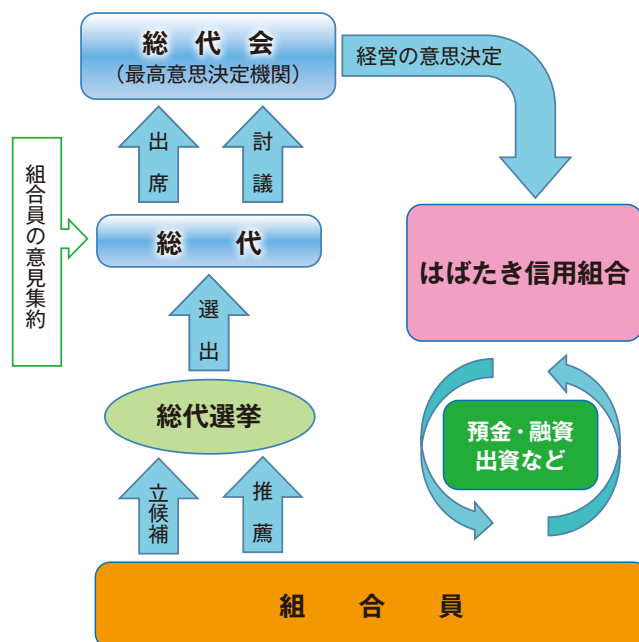
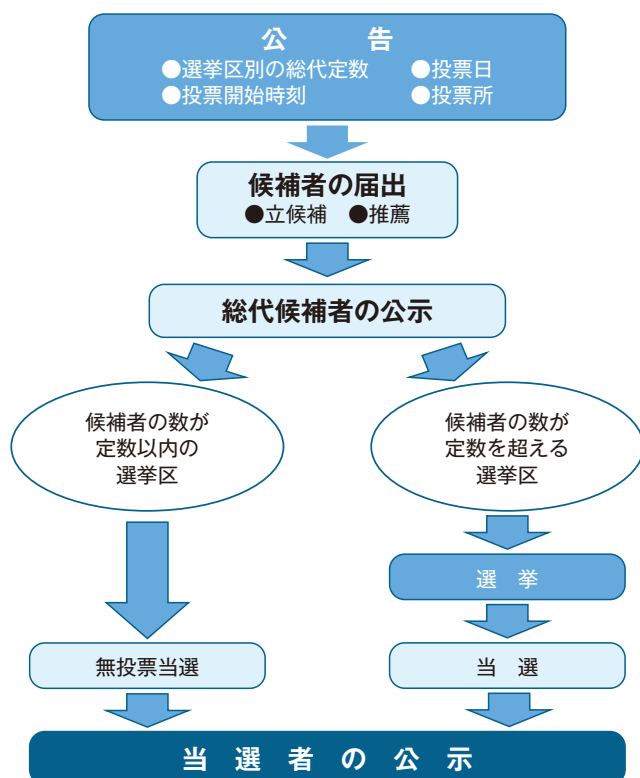
総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任等、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査の実施や日常の営業活動並びに各店舗における「友の会」行事を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し、適切に行われるよう組合員の幅広い層の中から定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出され、任期は3年となっています。

総代の定数は「100人以上140人以内」と定款で定めております。



3. 第73期（第74回）通常総代会の決議事項

令和8年6月25日に開催された第74回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

* 報告事項 令和7年度事業報告並びに収支決算報告

* 決議事項

- 第1号議案 令和7年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 令和8年度事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 資本準備金等の額の減少及び剰余金の額の増加並びに優先出資の消却の件
- 第4号議案 令和8年度役員報酬総額決定の件
- 第5号議案 組合員法定脱退の件
- 第6号議案 任期満了に伴う理事及び監事選任の件
- 第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



4. 選挙区別総代氏名

(令和8年6月末現在・順不同・敬称略)

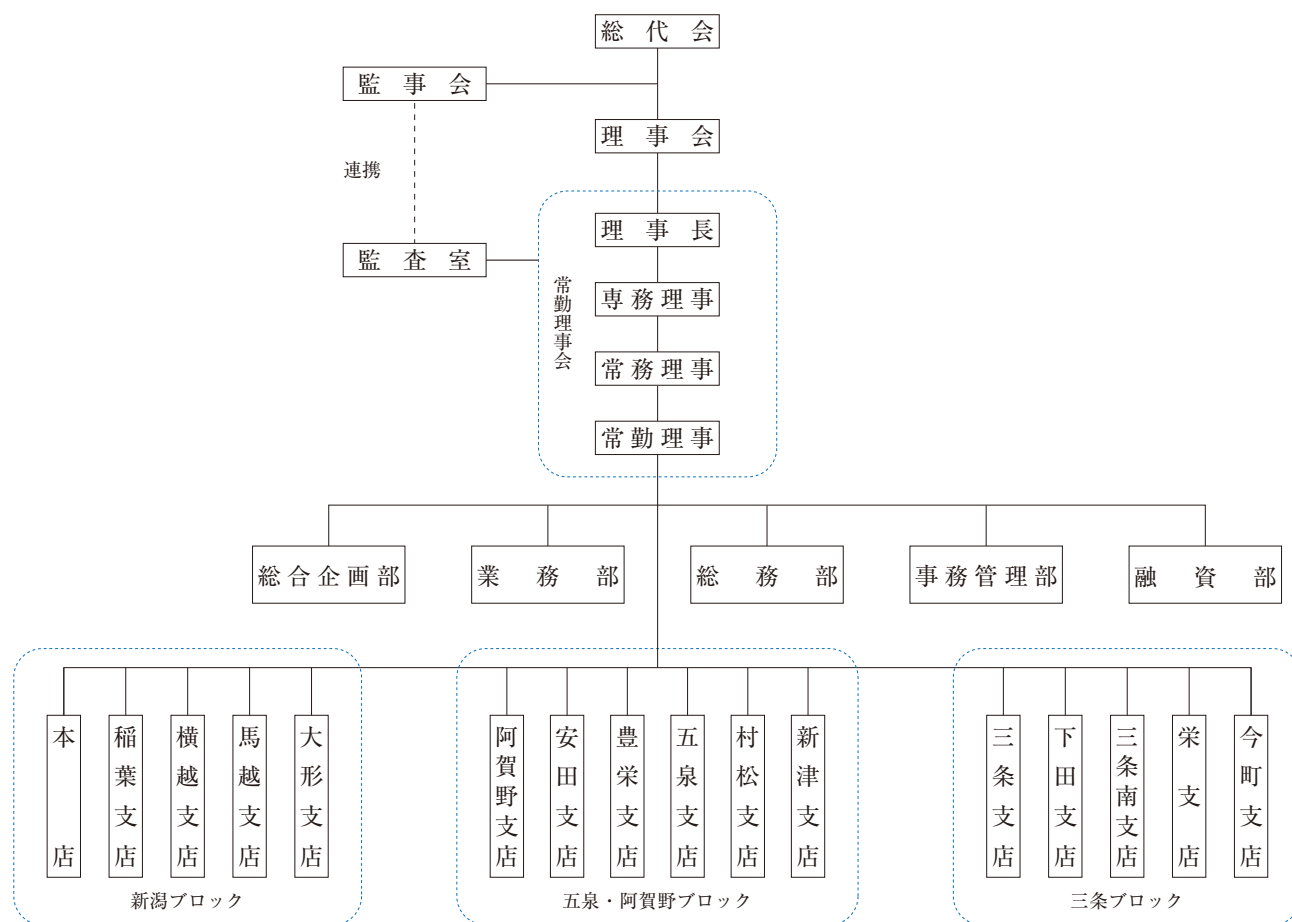
選 挙 区	総代定数 (総代数)	総 代 氏 名
本店選挙区	11～15名 (14名)	風間 修一⑥、久保 繁行⑤、倉嶋 則昭⑧、古泉 幸一④、佐藤 藤一⑧、新保 房機◎、 野口 正晴④、和田 良夫◎、 医療法人愛仁会、クシヤ株式会社、株式会社サイタメ 株式会社ティエヌビー工機、有限会社花ムラ、有限会社星山技研
稲葉支店選挙区	5～8名 (7名)	齋藤 正利◎、鈴木 俊弘⑤、立川 博史⑨、田中 三郎⑤、山崎 明博⑤ 有限会社新し屋酒店、国原建設株式会社
横越支店選挙区	5～7名 (6名)	小林 稔④、佐藤 弘明①、高橋 慶三⑤ 株式会社阿部組、有限会社石井鉄骨工業、有限会社丸庄建材
馬越支店選挙区	7～9名 (9名)	荒井 健衛⑧、神林 政弘⑦、黒井 勝⑥、清野 益雄⑧、松尾 準◎ 有限会社岡田、株式会社信越測量設計、株式会社丸北、株式会社三隆工業
大形支店選挙区	6～8名 (8名)	白川 幹雄⑥、平田 孝一④、増井 哲也⑥、村山 和夫① 株式会社サカイ総合自動車、株式会社当野不動産、有限会社新潟システムサービス、 司法書士法人東にいがた合同事務所
阿賀野支店選挙区	8～12名 (12名)	大淵 克也③、梶山 貞芳⑥、片山 泉⑥、川上 博治④、佐藤 茂之⑥、渋谷 秀富⑥、 武田 真⑥、田中 良子⑥、羽田 庄一⑥、丸山 正孝④、山田 文雄⑥、涌井 久美子⑥
安田支店選挙区	4～6名 (6名)	喜多 美俊⑥、片桐 幸一①、波多野 一雄⑥、波多野 裕一⑥、羽田 一樹③、渡辺 政昭⑥
豊栄支店選挙区	3～4名 (4名)	五十嵐 康信⑥、外山 勝⑥、原 安治⑥、山田 一二史④
五泉支店選挙区	10～13名 (13名)	板井 久則⑥、岩城 良雄④、岩野 弘④、岩村 俊明⑥、風間 秀治⑤、木村 千代美③、 佐原 忠⑥、松本 隆尋⑥、間船 努二郎⑥、物江 正人⑥ 株式会社佐久間石油、株式会社高野浄化槽管理サービス、株式会社目黒建設
村松支店選挙区	4～6名 (6名)	阿部 律雄⑥、茂野 知行⑥、寺尾 一元⑥、羽田 久⑥、 有限会社新瀧、たいまつ食品株式会社
新津支店選挙区	4～6名 (5名)	石井 晴雄⑥、大倉 五十男⑤、川崎 勝行③、長谷川 長栄⑤ 株式会社徳永設備設計事務所
三条支店選挙区	10～14名 (14名)	有本 哲③、稲田 清数⑨、内山 立哉④、内山 哲男③、大方 一①、川崎 富士雄⑤、 小林 一也⑥、小林 博信④、佐藤 栄⑦、栃木 茂◎、外山 敬②、名古屋 孝徳④、 早川 精一⑥、水野 一郎⑧
下田支店選挙区	5～6名 (6名)	刈屋 哲⑤、吉川 吉彦◎、桐生 竜治①、小柳 大輔⑤、武石 和義⑧、渡辺 孝行①
栄支店選挙区	3～5名 (5名)	石田 靖④、梅田 一則⑨、小林 宅則④、中村 勝己④、西巻 昭修⑦
三条南支店選挙区	4～6名 (6名)	五十嵐 孫六◎、神子島 且正◎、佐藤 貴行③、田中 範之④、長谷川 大⑤、星野 里美④
今町支店選挙区	3～4名 (4名)	桜井 治⑤、清水 久男⑨、高橋 明夫②、武田 透②
定款第4条第2号の地区	8～11名 (11名)	稲田 直幸①、大塚 壽子①、川内 雅俊①、佐藤 市郎①、佐藤 秀一①、鈴木 文美①、 相馬 裕①、法山 環①、松田 めぐみ①、山田 浩之①、山田 陽二郎①
計	100～140名 (136名)	

(注) 氏名の後に新栄信用組合、さくらの街信用組合、三條信用組合から通算した就任回数を記載しております。
定款第4条第2号の地区の総代については、合併後ののはばたき信用組合からの通算回数を記載しております。
なお、就任回数が10回以上となる場合は、◎で表示しております。

5. 総代の属性別構成比

職業別	個人 9.6%、個人事業主 12.5%、法人役員 59.6%、法人 18.4%
年代別	50歳未満 11.8%、50歳台 15.4%、60歳台 35.3%、70歳台 30.2%、80歳以上 7.4%、
業種別	製造業18.5%、建設業 35.6%、卸小売業 15.6%、不動産業 5.9%、サービス業 11.9%、その他 12.6%

※年代別で、法人については代表者の年齢で区分しております。



役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）					令和8年6月末現在	
理事長	大崎新一	専務理事	渡邊和久	常勤理事	高橋保文	
常勤理事	西川仁	常勤理事	阿部誠	常勤理事	石塚成己	
理事	五十嵐豊	理事	栗田浩	理事	小田正雄	
理事	野崎和久	理事	山下善則	理事	瀧澤藤雄	
理事	小林與司隆	常勤監事	速水誠	監事	小木一晴	
員外監事	村山惣一					

（注）当組合は、職員出身者以外の理事7名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人

高志監査法人

職員数	（単位：人）	
	令和6年度	令和7年度
男性	77	74
女性	61	57
合計	138	131

組合員数	（単位：人）	
	令和6年度	令和7年度
個人	44,491	44,109
法人	2,785	2,791
合計	47,276	46,900

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に引当金を計上し、退任後に総代会で承認を得たうえで支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	58

注1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名（退任役員を含む）です。

注2. 上記の金額は、「基本報酬」のみとなっております。「賞与」の支払はありません。

また、「退職慰労金」については過年度に繰り入れた引当金を超える退職慰労金の支払及び退職慰労引当金の繰り入れはありません。

注3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「賃金規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



資料編

経理・経営内容	34
資金調達	35
資金運用	35
その他業務	36
財産の状況	38
自己資本の状況について	39
預金・融資のご案内	43
主要な事業の内容	44
各種手数料一覧	45
店舗一覧表	46
はばたき信用組合のあゆみ（沿革）	47

経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円、%)			
項 目		令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 益	資 金 運 用 収 益	1,924,494	2,130,430
	資 金 調 達 費 用	97,098	231,647
資 金 運 用 収 支		1,827,395	1,898,783
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	118,185	100,328
	役 務 取 引 等 費 用	202,774	201,353
役 務 取 引 等 収 支		△ 84,589	△ 101,025
そ の 他 業 務 収 益	そ の 他 業 務 収 益	11,426	10,717
	そ の 他 業 務 費 用	130,037	35,446
そ の 他 業 務 収 支		△ 118,611	△ 24,729
業 務 粗 利 益		1,624,196	1,773,029
業 務 粗 利 益 率		0.96 %	1.08 %
業 務 純 益		85,298	268,141
実 質 業 務 純 益		85,298	268,141
コ ア 業 務 純 益		212,948	300,214
コア業務純益(投資信託解約益を除く)		212,948	300,214

1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度、令和7年度費用はともにありません)を控除して表示しております。

2.業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3.業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4.実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5.コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

役務取引等の状況 (単位：千円)			
科 目		令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	118,185	100,328
	受入為替手数料	33,809	32,061
	その他の受入手数料	84,272	68,134
	その他の役務取引等収益	104	132
役 務 取 引 等 費 用	役 務 取 引 等 費 用	202,774	201,353
	支払為替手数料	15,295	15,000
	その他の支払手数料	3,915	2,785
	その他の役務取引等費用	183,563	183,567

その他業務収益の内訳 (単位：千円)			
項 目		令和6年度	令和7年度
外 国 為 替 売 買 益		-	-
商品有価証券売買益		-	-
国債等債券売却益		-	-
国債等債券償還益		911	691
そ の 他 の 業 務 収 益		10,515	10,025
その他業務収益合計		11,426	10,717

経費の内訳 (単位：千円)			
項 目		令和6年度	令和7年度
人 件 費	人 件 費	831,449	813,461
	報酬給料手当	652,695	672,203
	退職給付費用	72,629	38,538
	そ の 他	106,124	102,720
物 件 費	物 件 費	654,523	626,554
	事 務 費	270,848	282,702
	固 定 資 産 費	150,213	137,485
	事 業 費	37,987	26,692
	人 事 厚 生 費	15,607	19,860
	預 金 保 険 料	24,016	23,307
	減 価 償 却 費	155,849	136,506
税 金		66,665	64,871
経 費 合 計		1,552,638	1,504,887

総資産利益率 (単位：%)			
区 分		令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率		0.15	0.22
総 資 産 当 期 純 利 益 率		0.16	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等 (単位：%)			
区 分		令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 (a)		1.14	1.30
資 金 調 達 原 価 率 (b)		1.01	1.10
資 金 利 鞘 (a - b)		0.13	0.20

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等 (単位：百万円、千円、%)					
科 目		年 度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定		6 年 度	167,851	1,924,494	1.14
		7 年 度	163,595	2,130,430	1.30
う ち 貸 出 金		6 年 度	81,885	1,495,772	1.82
		7 年 度	82,319	1,619,785	1.96
う ち 預 け 金		6 年 度	70,666	244,330	0.34
		7 年 度	67,294	326,806	0.48
う ち 金融機関貸付等		6 年 度	-	-	-
		7 年 度	-	-	-
う ち 有 価 証 券		6 年 度	14,670	142,601	0.97
		7 年 度	13,353	151,275	1.13
資 金 調 達 勘 定		6 年 度	161,795	97,098	0.06
		7 年 度	157,255	231,647	0.14
う ち 預 金 積 金		6 年 度	161,746	96,905	0.05
		7 年 度	156,781	229,895	0.14
う ち 譲渡性預金		6 年 度	-	-	-
		7 年 度	-	-	-
う ち 借 用 金		6 年 度	49	193	0.38
		7 年 度	473	1,752	0.37

役職員1人当りの預金および貸出金残高 (単位：百万円)			
区 分		令和6年度	令和7年度
役 職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高		1,065	1,118
役 職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高		569	616

(注) 計算の基礎となる職員数は期末常勤役職員数であります。

1店舗当りの預金および貸出金残高 (単位：百万円)			
区 分		令和6年度	令和7年度
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高		9,655	9,647
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高		5,165	5,316

預貸率および預証率 (単位：%)			
区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	53.49	55.10
	(期 中 平 均)	50.62	52.50
預 証 率	(期 末)	8.27	8.76
	(期 中 平 均)	9.07	8.51

受取利息および支払利息の増減 (単位：千円)			
項 目		令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減		453,542	205,936
支 払 利 息 の 増 減		67,599	134,549

資金調達

預金種目別平均残高 (単位：百万円、%)				
科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	72,921	45.1	71,027	45.3
定 期 性 預 金	88,825	54.9	85,754	54.7
譲 渡 性 預 金	－	－	－	－
そ の 他 の 預 金	－	－	－	－
合 計	161,746	100.0	156,781	100.0

定期預金種類別残高 (単位：百万円、%)				
科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	79,518	100.0	82,219	100.0
変動金利定期預金	5	0.0	5	0.0
その他の定期預金	－	－	－	－
合 計	79,523	100.0	82,224	100.0

資金運用

貸出金種類別平均残高 (単位：百万円、%)				
科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	462	0.6	383	0.5
手 形 貸 付	3,069	3.8	3,200	3.9
証 書 貸 付	74,790	91.3	75,418	91.6
当 座 貸 越	3,562	4.3	3,315	4.0
合 計	81,885	100.0	82,319	100.0

貸出金業種別残高・構成比 (単位：百万円、%)				
業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	5,047	6.1	5,253	6.2
農 業 ・ 林 業	213	0.2	156	0.2
漁 業	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	205	0.2	198	0.2
建 設 業	9,112	11.0	8,533	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	49	0.1	38	0.0
情 報 通 信 業	40	0.1	13	0.0
運 輸 業 ・ 郵 便 業	908	1.1	948	1.1
卸 売 業 ・ 小 売 業	3,408	4.1	3,041	3.6
金 融 業 ・ 保 険 業	2,549	3.1	2,551	3.0
不 動 産 業	22,166	26.8	23,417	27.5
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－
学術研究・専門技術サービス業	859	1.0	550	0.6
宿 泊 業	551	0.7	471	0.6
飲 食 業	1,397	1.7	1,278	1.5
生活関連サービス業・娯楽業	528	0.7	584	0.7
教育・学習支援業	304	0.4	299	0.4
医 療 ・ 福 祉	606	0.7	650	0.8
そ の 他 の サービス	3,416	4.1	3,096	3.6
そ の 他 の 産 業	365	0.4	586	0.7
小 計	51,732	62.6	51,672	60.7
地 方 公 共 団 体	7,706	9.3	11,338	13.3
雇用・能力開発機構等	－	－	－	－
個人(住宅・消費資金等)	23,210	28.1	22,053	26.0
合 計	82,648	100.0	85,064	100.0

預金者別預金残高 (単位：百万円、%)				
区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	133,205	86.2	130,038	84.2
法 人	21,283	13.8	24,327	15.8
一 般 法 人	20,284	13.1	20,399	13.2
金 融 機 関	31	0.0	1	0.0
公 金	966	0.6	3,926	2.5
合 計	154,488	100.0	154,365	100.0

財形貯蓄残高 (単位：百万円)		
区 分	令和6年度	令和7年度
財 形 貯 蓄 残 高	73	43

貸出金金利区分別残高 (単位：百万円、%)				
項 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利	44,624	54.0	51,445	60.5
変 動 金 利	38,024	46.0	33,619	39.5
合 計	82,648	100.00	85,064	100.00

貸出金償却額 (単位：百万円)		
項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	6	5

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)				
項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	271	△ 73	224	△ 46
個 別 貸 倒 引 当 金	1,498	△ 33	1,347	△ 31
貸 倒 引 当 金 合 計	1,769	△ 106	1,571	△ 78

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金使途別残高 (単位：百万円、%)				
区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	31,260	37.8	30,834	36.2
設 備 資 金	51,387	62.2	54,229	63.8
合 計	82,648	100.0	85,064	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：百万円、%)				
区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	5,151	25.6	4,939	26.0
住 宅 ロ ー ン	14,988	74.4	14,090	74.0
合 計	20,139	100.0	19,029	100.0

資金運用

貸出金担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	1,510	1.8	1,584	1.8
有 価 証 券	－	－	－	－
動 産	－	－	－	－
不 動 産	38,619	46.7	38,847	45.6
そ の 他	－	－	－	－
小 計	40,129	48.5	40,431	47.5
信用保証協会・信用保険	12,480	15.1	12,306	14.5
保 証	14,447	17.5	13,774	16.2
信 用	15,590	18.9	18,551	21.8
合 計	82,648	100.0	85,064	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	21	0.1	81	0.6
地 方 債	1,936	13.2	1,020	7.6
短 期 社 債	－	－	－	－
社 債	9,009	61.5	9,049	67.8
株 式	280	1.9	251	1.9
外 国 証 券	2,243	15.3	1,911	14.3
投 資 信 託	1,179	8.0	1,038	7.8
合 計	14,670	100.0	13,353	100.0

債務保証見返額担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	9	97.1	9	99.4
有 価 証 券	－	－	－	－
動 産	－	－	－	－
不 動 産	－	－	－	－
そ の 他	－	－	－	－
小 計	9	97.1	9	99.4
信用保証協会・信用保険	0	2.9	0	0.6
保 証	－	－	－	－
信 用	－	－	－	－
合 計	9	100.0	9	100.0

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	－	－
日 本 政 策 金 融 公 庫 (旧 中 小 公 庫)	－	－
日 本 政 策 金 融 公 庫 (旧 国 民 公 庫)	1	0
住 宅 金 融 支 援 機 構	480	453
福 祉 医 療 機 構	0	0
合 計	481	453

公共債窓販実績残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
個 人 向 け 国 債	85	155

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金・振 込	他の金融機関向け	63,930	49,578	63,040	57,368
	他の金融機関から	128,002	48,812	129,728	59,077
代 金 取 立	他の金融機関向け	0	0	0	0
	他の金融機関から	3	0	1	0

1. 有価証券関係

- (1) 売買目的有価証券 「該当ありません」
 (2) 満期保有目的の債券 「該当ありません」
 (3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 「該当ありません」
 (4) その他有価証券

項 目		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	93,100	99,121	△ 6,021
	計	-	-	-	93,100	99,121	△ 6,021
地 方 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	15,274	14,994	280	10,358	9,996	361
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,173,596	1,272,029	△ 98,433	783,944	903,985	△ 120,040
	計	1,188,870	1,287,023	△ 98,153	794,302	913,981	△ 119,679
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	8,343,816	8,502,964	△ 159,147	9,563,090	9,779,166	△ 216,075
	計	8,343,816	8,502,964	△ 159,147	9,563,090	9,779,166	△ 216,075
株 式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	117,492	62,408	55,084	136,944	62,408	74,535
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	57,080	69,352	△ 12,272	-	-	-
	計	174,572	131,760	42,812	136,944	62,408	74,535
投資信託	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	275,820	259,604	16,215	558,345	509,258	49,086
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	690,130	778,910	△ 88,779	482,233	528,952	△ 46,718
	計	965,950	1,038,514	△ 72,564	1,040,578	1,038,210	2,368
外国証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	100,023	100,000	23	-	-	-
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,874,255	1,907,084	△ 32,828	1,759,287	1,795,533	△ 36,245
	計	1,974,278	2,007,084	△ 32,805	1,759,287	1,795,533	△ 36,245
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	508,610	437,007	71,603	705,647	581,663	123,984
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	12,138,878	12,530,339	△ 391,461	12,681,656	13,106,758	△ 425,102
	計	12,647,489	12,967,347	△ 319,857	13,387,303	13,688,421	△ 301,118

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (5) 当期中に売却した満期保有目的の債券は、ありません。
 (6) 当期中に売却したその他有価証券

種類	期別	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで			令和7年4月1日から令和8年3月31日まで		
		売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
そ の 他 有 価 証 券		691,746	-	122,842	304,980	20,647	31,019

- (7) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

内 容	令和6年度	令和7年度
そ の 他 有 価 証 券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	139,889	138,889

(注) 当事業年度末において、非上場株式について999,999円減損処理を行っております。

- (8) 保有目的を変更した有価証券は、ありません。
 (9) 有価証券の種類別の残存期間別の残高

種類	期別	期間の定めのないもの		1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 債		-	-	-	-	-	-	-	99,121	-	-
地 方 債		-	-	100,000	99,994	114,975	9,996	398,036	386,028	528,008	417,962
社 債		-	-	1,299,996	599,478	5,800,783	8,276,951	300,000	200,000	1,102,459	702,347
株 式		271,650	201,297	-	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		-	-	303,458	400,021	1,508,526	1,295,511	200,000	100,000	-	-
投 資 信 託		1,038,514	1,038,211	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,310,164	1,239,508	1,703,454	1,099,493	7,424,284	9,582,458	898,036	785,149	1,630,467	1,120,309

2. 金銭の信託関係 「該当ありません」

財産の状況

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

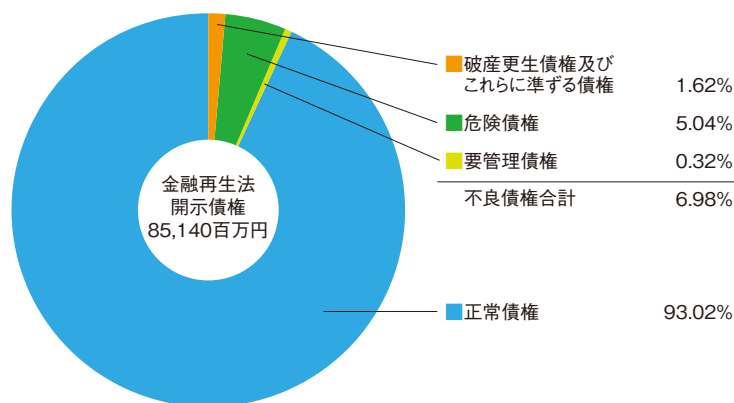
区 分		債権額(A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,417,203	814,198	603,004	1,417,203	100.00	100.000
	令和7年度	1,380,494	859,616	520,877	1,380,494	100.00	100.000
危険債権	令和6年度	4,364,978	3,280,160	895,184	4,175,344	95.65	82.520
	令和7年度	4,290,801	3,323,584	826,170	4,149,754	96.71	85.418
要管理債権	令和6年度	284,393	178,260	51,503	229,763	80.79	48.528
	令和7年度	279,750	195,556	39,433	234,990	83.99	46.837
	三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和6年度	284,393	51,503	229,796	80.79	48.528
		令和7年度	279,750	39,433	234,990	83.99	46.837
不良債権計	令和6年度	6,066,575	4,272,618	1,549,693	5,822,311	95.97	86.385
	令和7年度	5,951,046	4,378,758	1,386,480	5,765,239	96.87	88.183
正常債権	令和6年度	76,650,356	*金融再生法に基づく開示債権は、貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の合計（ただし、要管理債権は貸出金のみが対象）です。				不良債権比率 (不良債権額合計÷債権額合計)
	令和7年度	79,189,881					
合 計	令和6年度	82,716,931					令和6年度
	令和7年度	85,140,928					令和7年度

不良債権比率
(不良債権額合計÷債権額合計)

令和6年度	7.33%
令和7年度	6.98%

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1.に掲げるものを除く。）です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権（1.及び2.に掲げるものを除く。）です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1.及び2.に掲げるものを除く。）です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1.2.及び4.に掲げるものを除く。）です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 9.金額は決算後（償却後）の計数です。

金融再生法開示債権構成比



自己資本の状況について

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	9,079	9,331
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,679	7,651
うち、利益剰余金の額	1,443	1,763
うち、外部流出予定額 (△)	44	83
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	271	224
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	271	224
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,350	9,556
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	10	9
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	10	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	4	17
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15	26
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,335	9,530
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	65,546	63,118
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	－	－
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,696	3,008
信用リスク・アセット調整額	－	－
資本フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	68,243	66,126
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.67%	14.41%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の状況について

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	65,546	2,621	63,118	2,524
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	65,546	2,621	63,118	2,524
(i) ソブリン向け	483	19	1,086	43
(ii) 金融機関向け	14,951	598	13,015	520
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	600	24	600	24
(iii) カバード・ボンド向け	－	－	－	－
(iv) 法人等向け	3,436	137	7,681	307
(v) 中堅中小企業等・個人向け	25,456	1,018	19,866	794
トランザクター向け	－	－	－	－
(vi) 不動産関連向け	13,146	525	13,340	533
自己居住用不動産向け	6,009	240	5,224	208
賃貸用不動産向け	796	31	848	33
事業用不動産関連向け	5,325	213	6,348	253
その他不動産関連向け	543	21	434	17
ADC向け	472	18	484	19
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	1,090	43	1,114	44
(viii) 延滞等向け	2,085	83	1,962	78
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	222	8	229	9
(x) 株式等	1,280	51	1,711	68
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	－	－	－	－
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に参入されなかった部分に係るエクスポージャー	623	24	623	24
(xiv) その他	3,392	135	3,111	124
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－
ルック・スルー方式	－	－	－	－
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式(250%)	－	－	－	－
蓋然性方式(400%)	－	－	－	－
フォールバック方式(1250%)	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に参入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	2,696	107	3,008	120
BI	1,797		2,005	
BIC	215		240	
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	68,243	2,729	66,126	2,645

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i) ～ (xiii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

9. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の状況について

(3) 派生商品取引及び長期決済期間取引

該当ありません。

(4) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(5) 出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

イ、貸借対照表計上額及び時価

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	131	174	62	136
非 上 場 株 式 等	768	768	767	767
合 計	899	942	829	903

(注) 上記非上場株式等については、売却等を行う目的のものではなく、時価がないため貸借対照表計上額を時価として表示しております。

ロ、出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和6年度	令和7年度
売却益	-	20
売却損	△ 2	-
償 却	-	△ 1

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△ 319	△ 301

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(6) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク(IRRB)					
No		ΔEVE(経済価値の変動)		ΔNII(期間収益の変動)	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上 方 パラレル シフト	2,875	2,213	233	183
2	下 方 パラレル シフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,427	833		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇	784	783		
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,875	2,213	233	183
8	自 己 資 本 の 額	9,335	9,530		

- 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正を受け、平成31年3月末からΔEVEを開示しております。また、令和2年3月末からΔNIIを開示しております。
 *ΔEVEとは、IRRBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 *ΔNIIとは、IRRBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.235年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.917年です。
 - 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - 固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - IRRBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
 - IRRBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 - 内部モデルは使用していません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和8年3月末のΔEVEは2,213百万円(前期末比△662百万円)、ΔNIIは183百万円(前期末比△50百万円)となりましたが、適切な範囲であると判断しております。
 - 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
- ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

(7) 自己資本の調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金、及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

資本調達手段の種類

普通出資	①発行主体：はばたき信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：2,124百万円 ③配当率：年1.0%（令和7年度実績）
非累積的 永久優先出資	①発行主体：はばたき信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：5,526百万円 ※5,526百万円のうち、2,990百万円は優先出資、2,536百万円は資本準備金に計上しております。 ※優先出資発行額5,980百万円のうち、453百万円を繰越欠損金の補填に充当しております。 ③配当率：980百万円については年1.80%、2,000百万円については年1.71%、3,000百万円については年0.33%（令和7年度実績）

信用リスクに関する事項・信用リスク削減手法に関する事項に関しては、当組合ホームページにてご確認ください。

<https://www.habataki-shinkumi.jp/>

預金・融資のご案内

☐ 預金

種 類		商 品 内 容	期 間	お預け入れ額
流動性預金	普 通 預 金	出し入れ自由、給与等受取り、公共料金の自動支払いなどにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	当 座 預 金	商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	納 税 準 備 預 金	計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税です。	入金はいつでも お引き出しは納税時	1円以上
	通 知 預 金	短期の運用に便利です。お引き出しの2日前にご通知ください。	7日以上	1万円以上
総 合 口 座		普通預金と定期預金をセット。家計簿がわりに受取る、支払う、貯める、借りが1冊の通帳でOKです。	普通預金はいつでも 出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1万円以上
定期性預金	定 期 積 金	毎月一定額を無理なく貯めていただく商品です。	1年以上5年以内	月額1,000円以上
	職 域 サ ポ ー ト 定 期 預 金・定 期 積 金	職域サポート契約先の従業員のほうが、ご利用可能な「優遇金利」の定期預金・定期積金です。	定期積金2年以上5年以内	定期積金月額1,000円以上
			定期預金 1年	定期預金300万円以下
	地 方 公 共 団 体 提 携 預 金	新潟県（こむすび定期預金）、阿賀野市、五泉市（子育て応援定期積金・健康応援定期預金）、三条市、見附市（子育て応援定期預金）との提携による「優遇金利」の預金です。	定期積金1年以上5年以内	定期積金月額10万円以下
			定期預金 1年	定期預金300万円以下
	ス ー パ ー 定 期	まとまった資金を確実に増やす預金です。短期間でも有利な運用が可能な、確定利回り商品です。	1か月以上5年以内	1,000円以上
	ゆ う ゆ う 年 金 定 期	はばたきで公的年金をお受取りいただいている方に、ご利用いただける「優遇金利」の定期預金です。	1年	お一人さま 300万円まで
	大 口 定 期	適用金利は、その時の市場金利を参考に決定します。余裕資金の運用に適しております。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	期 日 指 定 定 期 預 金	利息が利息を生む1年複利でお得な預金です。1年経過後は1か月以上前に連絡してご自由に満期日の指定、元金の一部お引き出しができます。	据置期間1年 最長預入期間3年	1,000円以上 300万円未満
	ハ ッ ピ ー ラ イ フ 定 期 預 金	当組合に本人の退職金をお預け入れいただける方が、ご利用可能な「優遇金利」の定期預金です。	1年	100万円以上1,000万円以内 退職金受領額の範囲内
	相 続 定 期 預 金	相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金にてご利用可能な「優遇金利」の定期預金です。	1年	10万円以上 相続金額の範囲内

*詳しくは、お近くの本・支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください。

☐ 融資（個人向け）

種 類		お 使 い み ち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など
住宅系	住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、購入、住宅用土地の購入他金融機関の住宅ローンの借り換えなど	1億円以内	35年以内	担保・土地・建物 保証人:1名以上
			1億円以内	35年以内 一部50年以内	全国保証㈱の保証
		①上記資金 ②上記に加え個人消費性資金最大500万円	2億円以内	50年以内	MG 保証㈱の保証
	リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築、修繕、模様替え、住宅設備機器購入など	1億円以内	25年以内	上記に同じ
			1,500万円以内	20年以内	㈱ジャックスの保証
空 き 家 等 活 用 ロ ー ン	空き家の改装、解体資金、駐車場造成など	500万円以内	10年以内	㈱ジャックスの保証	
教育系	教 育 ロ ー ン ぶ ら す	受験時、入学時、在学中にかかる費用、奨学ローン借換資金など (在学中の元金据置も選択可能です。)	500万円以内		
	証 書 貸 付 型			16年6ヶ月以内	原則不要
	当 座 貸 越 型			6年6ヶ月以内	保証人:1名以上
	New 教 育 ロ ー ン			16年10ヶ月以内	㈱ジャックスの保証
目的系	教育カードローン・チャンスⅡ			15年1ヶ月以内	全国しんくみ保証㈱の保証
	愛 車 ロ ー ン ぶ ら す	車の購入、車検、修理など 車に関する費用	500万円以内	7年以内	原則不要
	カ ー ラ イ フ ロ ー ン		1,000万円以内	10年以内	全国しんくみ保証㈱の保証
	New マ イ カ ー ロ ー ン		1,000万円以内	10年以内	㈱ジャックスの保証
	目 的 ロ ー ン	お使いみちが確認できる資金 (事業性・旧債返済除く)	500万円以内	7年以内	全国しんくみ保証㈱の保証
フリー系	フ リ ー ロ ー ン ぶ ら す	お使いみち自由 (借換資金可 但しフリーローンぶらす・チョイスは事業性資金を除く)	200万円以内	7年以内	原則不要
	チ ョ イ ス		1,000万円以内	10年以内	全国しんくみ保証㈱の保証
	F1. (フ リ ー ワ ン)		500万円以内	10年以内	㈱クレディセゾンの保証 ライフカード㈱の保証
	フ リ ー ロ ー ン S u p p o r t 1 0 0 0		1,000万円以内	10年以内	㈱ドコモ・ファイナンスの保証
	お ま と め ロ ー ン		1,000万円以内	10年以内	保証人:1名以上 担保が必要な場合があります
	シ ル バ ー ラ イ フ ロ ー ン (年 金 受 給 者 専 用)		100万円以内	10年以内	㈱ジャックスの保証
カードローン				契約期間	
	ア ラ カ ル ト	お使いみち自由	300万円以内	1年(自動更新)	全国しんくみ保証㈱の保証
	ボ ケ ッ ト	いざというときに、あなたをサポート! ご利用限度額以内なら	50万円以内	3年(自動更新)	全国しんくみ保証㈱の保証
	来 富 (L i f e) U p	繰り返しご利用できます。	200万円以内	2年(自動更新)	㈱ジャックスの保証
代理貸	日本政策金融公庫 代理貸付(教育資金)	受験料、入学金などの入進学資金、 授業料、アパート代などの在学資金。	350万円以内	15年以内	(財)教育資金融資保証基金 もしくは保証人1名以上

預金・融資のご案内

☐ 融資（事業者向け）

種 類	お 使 い み ち	ご融資額	ご返済期間	担保・保証など
ビ ジ ネ ス ロ ー ン	事業に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	7年以内	法人: 代表者及び保証人1名 個人事業主: 保証人1名
一 般 の ご 融 資	手形割引…一般商業手形の割引。運転資金でご利用ください。			
	手形貸付…商品の仕入れなど、短期運転資金をご利用いただけます。			
	証書貸付…店舗新築や機械設備などの設備資金、長期の運転資金などにご利用ください。			
	当座貸越…一定の貸越極度額までご自由にご利用できます。			
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業に必要な資金がスピーディーにご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年 (更新可能)	新潟県信用保証協会の保証
地 方 公 共 団 体 制 度 融 資	新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市、三条市、見附市による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取扱いしております。			
代 理 貸 付 業 務	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の代理店として各種融資をお取扱いしております。			

*各種ローンについては、それぞれ内容によりご融資金額、ご返済期間、担保・保証人などの条件が異なります。

詳しくは、お近くの本支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください(上記以外にも各種ローンをご用意しております)。

*係員がご都合に合わせて説明にお伺いします。お近くの本支店の担当係または窓口へお気軽にご相談ください(お取引のない方も大歓迎!)

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。

2. 貸付業務

- (1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (2) 手形の割引 商業手形の割引を取り扱っております。
でんさいネットによる電子記録債権の割引（でんさい割引）も取り扱っております。

3. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

4. 付帯業務

- (1) 代理業務 全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 債務の保証業務
- (3) 地方公共団体の公金取扱業務
- (4) 両替
- (5) 保険商品の窓口販売
- (6) 個人向け国債の窓口販売

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- ①当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- ③当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- ④当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤当組合は、役職員に対する内部研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- ⑥金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

◇ATM 利用手数料・取扱時間

利用ATM	稼働曜日	取扱時間*	入出金手数料
当組合*	全 日	08:00~21:00	無 料
セブン銀行	全 日	00:00~24:00	110円
しんくみ お得ネット 提携信用組合	平 日	08:00~08:45	220円
		08:45~18:00	(出金) 無 料 (入金) 110円
		18:00~21:00	220円
	土 曜	09:00~14:00	(出金) 無 料 (入金) 110円
		14:00~21:00	220円
	日曜・祝日	09:00~21:00	220円
提携金融機関	平 日	08:00~18:00	110円
		上記時間帯以外	220円
	土 曜	09:00~14:00	110円
		上記時間帯以外	220円
	日曜・祝日	全時間帯	220円
JR駅のATM ビューアルッテ	全 日	全時間帯	(出金のみ) 220円

*当組合ATMの取扱時間は、本店ATMコーナーの取扱時間です。
ATM取扱時間は、店舗により異なりますので、詳しくは46ページ
をご覧ください。

また、ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

*全国のセブンイレブンATMは、(セブンイレブン店舗の営業時間内)
24時間365日ご利用いただけます。
入出金時のご利用手数料は一律110円となります。

◇手形・小切手入金、代金取立手数料

項目・内容		手数料
電子交換所	当組合内	無 料
	他行宛	440円
個別取立手数料	他行宛	880円
不渡り手形返却・組戻・店頭掲示		660円

◇インターネットバンキング 振込・振替手数料

項目・内容		手数料
当組合内	5万円未満	無 料
	5万円以上	
他行宛	5万円未満	220円
	5万円以上	330円

◇振込手数料・窓口扱い

種 類	振込金額	組合員	組合員外
当 組 合 内 同 一 店 内	5万円未満	110円	220円
	5万円以上	330円	440円
当 組 合 内 本 支 店 間	5万円未満	220円	330円
	5万円以上	440円	550円
他 行 宛 (電信扱い)	5万円未満	550円	660円
	5万円以上	660円	770円

◇振込手数料・ATM 扱い

種類	振込金額	組合員	組合員外
当 組 合 内 同 一 店 内	5万円未満	無 料	110円
	5万円以上	110円	220円
当 組 合 内 本 支 店 間	5万円未満	110円	220円
	5万円以上	220円	330円
他 行 宛 (電信扱い)	5万円未満	220円	330円
	5万円以上	330円	440円
他行カード利用 →同一店宛	5万円未満	330円	
	5万円以上	440円	
他行カード利用 →本支店宛	5万円未満	440円	
	5万円以上	550円	
他行カード利用 →他行宛	5万円未満	550円	
	5万円以上	770円	

◇定額自動送金

種類	振込金額	組合員	組合員外
当 組 合 内 同 一 店 内	5万円未満	110円	220円
	5万円以上	330円	440円
当 組 合 内 本 支 店 間	5万円未満	220円	330円
	5万円以上	440円	550円
他 行 宛	5万円未満	550円	660円
	5万円以上	660円	770円

店番	店 名	住 所	〒	TEL	ATM	店番	店 名	住 所	〒	TEL	ATM
100	本 部	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-4111	365日稼動	031	五泉支店	五泉市吉沢2丁目1番30号	959-1824	0250-43-2211	365日稼動
001	本 店	新潟市江南区旭2丁目1番2号	950-0166	025-382-5501		032	村松支店	五泉市村松甲2248番地1	959-1704	0250-58-2121	
002	馬越支店	新潟市中央区本馬越1丁目2番11号	950-0865	025-243-1831		034	新津支店	新潟市秋葉区古田1丁目2番29号	956-0025	0250-24-8281	
003	大形支店	新潟市東区逢谷内6丁目9番5号	950-0814	025-274-3466		051	三条支店	三条市興野3丁目11番12号	955-0046	0256-34-2211	
007	稲葉支店	新潟市江南区諏訪3丁目4番23号	950-0127	025-382-3811		052	下田支店	三条市荻堀819番地1	955-0151	0256-46-2323	
008	横越支店	新潟市江南区横越中央2丁目1番3号	950-0208	025-385-3831		054	栄 支 店	三条市東光寺3679番地	959-1104	0256-45-3151	
021	阿賀野支店	阿賀野市中央町1丁目8番7号	959-2021	0250-62-2880		055	三条南支店	三条市西四丁町4丁目15番29号	955-0851	0256-35-2225	
022	安田支店	阿賀野市保田3095番地	959-2221	0250-68-2228		057	今町支店	見附市今町5丁目34番8号	954-0111	0258-66-6611	
024	豊栄支店	新潟市北区石動1丁目18番地1	950-3327	025-386-1181							

なお、店舗内のATMは、昼休み時間中でもご利用いただけます。

上町出張所	新潟市江南区亀田本町4丁目1番52号	365日稼動	本町出張所	五泉市本町3丁目1番4号	365日稼動
松浜出張所	新潟市北区松浜本町1丁目4番16号		三条中央出張所	三条市旭町1丁目1番6号	

店 舗・出張所	平 日	休 日	ご利用内容
本店	8:00～21:00		お引き出し・ご入金 残高照会・通帳記入 カードによるお振込
馬越・大形・稲葉・横越・阿賀野・豊栄・五泉 村松・新津・三条・下田・栄・三条南・今町 上町出張所・松浜出張所・本町出張所・三条中央出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	
安田	9:00～19:00	9:00～19:00 安田ショッピングセンターの 営業日に準じる	

【はばたき信用組合のあゆみ（沿革）】

- 昭和28年 9月 亀田信用組合設立
- 昭和40年 7月 新潟出張所(現馬越支店)開設
- 昭和44年 2月 大形出張所開設
- 昭和45年 10月 新栄信用組合に改称
- 昭和46年 10月 本店を現所在地に新築移転
- 昭和49年 3月 鳥屋野(紫竹山)支店開設
- 昭和51年 4月 松浜支店開設
- 昭和52年 12月 上町支店新築
- 昭和54年 11月 稲葉支店開設
- 昭和55年 9月 事務センター開設
- 11月 オンラインシステム稼働
- 昭和56年 3月 横越支店開設
- 昭和57年 6月 袋津支店開設
- 昭和59年 9月 新津支店開設
- 11月 現金自動支払機稼働
- 昭和63年 4月 新潟産業信用組合と合併(東堀・関屋・河渡3店舗加わる)
- 平成 3年 9月 紫竹山支店を馬越支店に統合
関屋支店を東堀支店に統合
- 平成11年 10月 河渡支店を大形支店に統合
- 平成14年 10月 新津支店を本店に統合
SKCセンター加入
- 平成15年 9月 保険窓販業務の開始
- 11月 袋津支店を稲葉支店に統合
- 平成16年 5月 セブン銀行 ATM提携開始
- 平成18年 12月 個人向け国債窓販開始
- 平成24年 12月 経営革新等支援機関の認定を受ける
- 平成25年 2月 「でんさいネット」の取扱いを開始
- 平成30年 11月 東堀支店を馬越支店に統合
- 令和 元年 10月 日銀歳入復代理店となる
- 令和 元年 12月 新栄信用組合とさくらの街信用組合が合併し、はばたき信用組合となる
- 令和 2年 11月 上町支店を本店に統合
- 令和 4年 2月 松浜支店を大形支店に統合
2月 豊栄支店を新築移転
8月 安田支店を移転
11月 電子手形交換開始
- 令和 5年 6月 本店本部を新築移転
7月 阿賀野支店を移転
- 令和 5年 11月 はばたき信用組合、三條信用組合、新潟鉄道信用組合が合併
本店グランドオープン
- 令和 7年 2月 三条中央支店及び三条北支店を三条支店に統合
- 昭和29年7月 水原郷信用組合設立
- 昭和37年7月 安田支店(出張所)開設
- 昭和43年7月 笹神支店(出張所)開設
- 昭和50年4月 水原郷信用組合を太陽信用組合に改称
- 昭和51年10月 豊栄支店開設
- 平成26年7月 太陽信用組合と五泉信用組合が対等合併し、さくらの街信用組合となる
- 平成30年11月 笹神支店を本店に統合
本町支店を五泉支店に統合
- 昭和36年11月 五泉信用組合設立
- 昭和42年3月 村松支店(出張所)開設
- 昭和51年4月 本町支店開設
- 昭和56年5月 新津支店開設
- 昭和27年8月 三條信用協同組合設立
- 昭和32年9月 三條信用協同組合を三條信用組合に改称
- 昭和44年2月 下田支店開設
- 昭和47年3月 興野支店開設
- 昭和48年12月 栄支店開設
- 昭和50年12月 南支店開設
- 昭和52年8月 北支店開設
- 昭和56年11月 今町支店開設
- 昭和58年8月 旧興野支店を改裝し、本店・本部を移転
中央支店(旧本店)開設
- 令和5年7月 中央支店を本店内に移転
- 昭和41年5月 新潟地方国鉄信用組合設立
- 昭和46年9月 本店を移転
- 昭和59年6月 新潟地方国鉄信用組合を新潟国鉄信用組合に改称
- 昭和62年10月 国鉄分割民営化に伴い、新潟鉄道信用組合に改称
- 平成11年11月 本店を移転
- 平成23年12月 新本店ビルの完成・移転

索引

(各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。)

■ごあいさつ ……2

【概況・組織】

事業方針 ……1
事業の組織 * ……30
役員一覧(理事および監事の氏名・役職名) * ……30
職員数 * ……30
店舗一覧(事務所の名称・所在地) * ……46
地区一覧 ……1
自動機器設置状況 ……46
組合員数 ……30
会計監査人 ……30
子会社の状況 ……該当なし

【主要事業内容】

主要な事業の内容 * ……44

【業務に関する事項】

事業の概況 * ……2
経常収益 * ……3
経常利益 * ……3
当期純利益 * ……3
出資総額、出資総口数 * ……3
純資産額 * ……3
総資産額 * ……3
預金積金残高 * ……3
貸出金残高 * ……3
有価証券残高 * ……3
出資配当金 * ……3

【主要業務に関する指標】

業務粗利益および業務純益等 * ……34
資金運用収支、役務取引等 収支およびその他業務収支 * ……34
資金運用勘定・資金調達勘定の平 均残高、利息、利回り、資金利鞘 * ……34
受取利息、支払利息の増減 * ……34
役務取引等の状況 ……34
その他業務収益の内訳 ……34
経費の内訳 ……34
総資産経常利益率 * ……34
総資産当期純利益率 * ……34

【預金に関する指標】

預金種目別平均残高 * ……35
預金者別預金残高 ……35
財形貯蓄残高 ……35
固定金利・変動金利区分別定期預金残高 * ……35
役職員1人当たり預金残高 ……34
1店舗当たり預金残高 ……34

【貸出金等に関する指標】

貸出金種類別平均残高 * ……35
貸出金及び債務保証 見返額担保別残高 * ……36
貸出金使途別残高 * ……35
貸出金業種別残高・構成比 * ……35
貸出金金利区分別残高 * ……35
預貸率(期末・期中平均) * ……34
消費者ローン・住宅ローン残高 ……35
代理貸付残高の内訳 ……36
役職員1人当たり貸出金残高 ……34
1店舗当たり貸出金残高 ……34

【有価証券に関する指標】

商品有価証券の種類別平均残高 * ……該当なし
有価証券の種類別平均残高 * ……36
有価証券の種類別の残存期間別残高 * ……37
預証率(期末・期中平均) * ……34

【経営管理体制に関する事項】

リスク管理の体制 * ……21
法令遵守の体制 * ……22
預金保険制度 ……24
個人情報等の保護、利用目的について ……24,25
取引時確認のお願い ……26
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ……23
マネーロンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策に係る対応方針 ……27

【財産の状況】

貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分計算書 * ……4~9
金融再生法による開示債権 * ……38
有価証券の時価情報 * ……37
外貨建資産残高 ……該当なし

オフバランス取引の状況 ……該当なし

先物取引の時価情報 ……該当なし

オプション取引の時価状況 ……該当なし

貸倒引当金(期末残高・期中増減額) * ……35

貸出金償却の額 * ……35

会計監査人による監査 * ……3

代表理事による適正性・有効性の確認 ……3

【その他の業務】

内国為替取扱実績 ……36
外国為替取扱実績 ……該当なし
公共債窓販実績 ……36
公共債引受額 ……該当なし
手数料一覧 ……45

【バーゼルⅡ第3の柱に係る開示事項】

自己資本の構成に関する事項 * ……39
自己資本の充実度に関する事項 * ……40
(1) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の 期末残高及び期中の増減額 * ……35
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手に関する事項 * ……該当なし
証券化エクスポージャーに関する事項 * ……該当なし
オペレーショナルリスクに関する事項 * ……40
出資等エクスポージャーに関する事項 * ……41
金利リスクに関する事項 * ……41
自己資本の調達手段の概要 * ……42

【その他】

当組合の考え方 ……1
沿革・あゆみ ……47
営業のご案内 ……43,44
報酬体系の開示について ……31
地域貢献について ……10~20
総代会制度について ……28,29
お客様相談室について ……22
中小企業の経営改善及び地域の 活性化のための取り組み状況 * ……15
経営者保証に関する ガイドラインへの対応 ……18
日本政策金融公庫との業務連携 ……16

・ 本誌は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条、およびバーゼルⅡ第3の柱に基づいて作成しております。
・ 本資料に記載の諸計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。



はばたき信用組合